

平成 26 年 4 月

看護休暇とはどのような休暇ですか

【質問】

保育園に通っている子どもが二人います。子どもが病気になると有給休暇を使って会社を休んでいますが、有給休暇の残日数がわずかになり、困っています。別の会社に勤めている知人から子どもが病気の時に休むことができる看護休暇があるとはじめて聞きました。看護休暇とはどのような休暇ですか。

【答え】

看護休暇とはけがや病気にかかった子の世話または病気の予防を図るための予防接種、健康診断を受けさせるために取ることのできる休暇です。

小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより 1 年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）において、小学校就学前の子が 1 人の場合は 5 日、小学校就学前の子が 2 人以上の場合は 10 日を限度として休暇を取ることができます。看護休暇の申し出のできる労働者は、日々雇用者を除くすべての労働者です。有期雇用者や配偶者が専業主婦である労働者も対象になります。ただし、次のような労働者について看護休暇の対象外とする労使協定を結んでいる時は看護休暇の対象者から除外することができます。

- (1) その事業主に継続して雇用された期間が 6 か月に満たない労働者
- (2) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者

事業主へは次の事項を明らかにして申出を行う必要があります。（書面でなく口頭でもよい）

- ① 労働者の氏名 ②子の名前、生年月日 ③看護休暇を取得する日
- ④子の負傷、病気にかかっている事実、または疾病の予防を図るために必要な予防接種や健康診断を受けさせるという内容

また、看護休暇を取得した日の賃金について育児介護休業法に特に規定はありませんので、無給にするのか、有給にするのかは事業所の取り決めによります。

ご質問のように小学校就学前の子どもが 2 人いる労働者は有給休暇とは別に看護休暇を 1 年度に 10 日取ることができますので、必要な場合は事業主へ看護休暇の申出をしましょう。

【ワンポイントアドバイス】

- ・子の看護休暇は、労働者 1 人につき 5 日、子が 2 人以上の場合は 10 日取得できます。
- ・子の看護休暇の利用は急に熱が出た等のことが多いことから当日の電話等の口頭の申出でも良いとされています。
- ・看護休暇を取得した日の賃金については事業所の規定によります。